

秋田県告示第190号

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則（昭和48年秋田県規則第15号）第58条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により徴収する費用の額（以下「費用の額」という。）を次のとおり定めたので、公示する。

平成30年3月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 費用の額

その措置児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号及び第2項の規定による措置並びに法第33条の6第1項の規定による満20歳未満義務教育終了児童等への児童自立生活援助の実施に係る児童等、法第22条第1項の規定による助産の実施に係る入所妊産婦並びに法第23条第1項の規定による母子保護の実施に係る入所世帯をいう。以下同じ。）の単位に、別表第1の施設の種別並びに各月初日（月の途中で入所した措置児童等については、その月の初日。以下同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分（以下「階層区分」という。）によって定まる同表の額（この額にその月のその措置児童等に係る別表第2の規定により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額）とする。

2 適用日

平成30年4月1日

別表第1

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額がない世帯）	4,500円
C 2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円 以下	9,000円
D 2	15,001円から40,000円 まで	13,500円	6,700円
D 3	40,001円から70,000円 まで	18,700円	9,300円
D 4	70,001円から183,000円 まで	29,000円	14,500円
D 5	183,001円から403,000円 まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）	20,600円
D 6	403,001円から703,000円 まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超える	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超える

		ときは、54,200円とする。 。)	ときは、27,100円とする。 。)
D 7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が68,700円を超え るときは、68,700円とす る。)	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が34,300円を超え るときは、34,300円とす る。)
D 8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が85,000円を超え るときは、85,000円とす る。)	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が42,500円を超え るときは、42,500円とす る。)
D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が102,900円を超え るときは、102,900円と する。)	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が51,400円を超え るときは、51,400円とす る。)
D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が122,500円を超え るときは、122,500円と する。)	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が61,200円を超え るときは、61,200円とす る。)
D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が143,800円を超え るときは、143,800円と する。)	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が71,900円を超え るときは、71,900円とす る。)
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が166,600円を超え るときは、166,600円と する。)	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が83,300円を超え るときは、83,300円とす る。)
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が191,200円を超え るときは191,200円とす る。)	その月のその措置児童等 に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、そ の額が95,600円を超え るときは、95,600円とす る。)
D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収

備考

- この表における用語の意義は、平成11年4月30日付け厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」及び平成19年12月18日付け厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」に定めるもののほか、この表の定めるところによる。
- この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及

び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条の規定により市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 3 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(同項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項までの規定
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項
- 4 この表において「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム、里親、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。
- 5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、0円とする。
- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は、単身世帯とみなす。)
 - (2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。))又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による措置等権者が認めた世帯
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の徴収額とする。この場合において、その月の徴収金基準額の最も多額な児童とは1人目に入所した児童(複数の児童が同時に入所した場合は年長児)であり、2人目以降に入所した児童は1人目の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額とする。1人目の児童が退所したときは、2人目の児童を1人目の児童に、3人目以降の児童を2人目以降の児童に変更するものとする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限額(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児

入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は、0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は、0円とする。

8 助産施設における助産の実施については、次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

9 乳児院における短期入所措置に係る保護者の費用徴収については、この表の定めに関わらず、ベビーホテル問題への積極的な取組について(平成13年3月29日雇児発第178号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の規定に基づき、この表のC1階層からD3階層(ただし、所得税の額が60,000円以下の場合)までは日額1,000円、D3階層(ただし、所得税の額が60,001円以上の場合)からD13階層までは日額2,000円とし、これに入所措置日数を乗じて得た額を当該措置児に係る費用徴収額とする。

なお、この表のA階層、B階層については無料、D14階層については全額徴収とする。

別表第2

区 分	算定方法
(1) 児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の措置等に係る支弁額の算定	<p>各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式アにより算定した額とする。ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式イによるものとする。</p> <p>算式ア</p> <p>その施設の事務費の月額保護単価(乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。算式イにおいて同じ。) + 事業費の各費目(里親手当を除く。次の算式イにおいて同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額</p> <p>算式イ</p> <p>[(事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価</p>

	により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額
(2) 福祉型障害児入所施設に係る支弁額の算定	<p>各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式アにより算定した額とする。ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式イによるものとする。</p> <p>算式ア その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式イにおいて同じ。）＋平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知別表2（2）から（17）までの規定及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した合算額</p> <p>算式イ 〔（事務費の月額保護単価＋平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知別表2（2）から（17）までの規定及び別表3に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数＋平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知別表2（2）から（17）までの規定及び別表3に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>
(3) 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る支弁額の算定	<p>各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知別表2（2）から（17）までの規定及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につき支弁した額（その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知別表2（2）から（17）までの規定及び別表3に掲げる各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、（2）の算式イに準じて算定した額）に平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知5（2）ア（エ）により算定した支弁額の合算額とする。なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないものとする。</p>
備考	この表における用語の意義は、平成11年4月30日付け厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」及び平成19年12月18日付け厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」に定めるところによる。